

医療・福祉経営の新時代と人財を創る VisionとStrategy 戦略

特集

新たな展開を迎える、 訪問看護ステーション

Part 1

在宅の限界点を高める鍵となる訪問看護
ポイントは人的資源を有効に柔軟に活用する視点

Part 2

基準該当訪問看護サービスによる
被災地での1人開業

私のVisionと経営戦略

高齢者総合ケアセンターこぶし園
総合施設長

小山 剛 氏

医療福祉経営最前線

医療法人社団友志会
(栃木県下都賀郡野木町)



2011

6

セミナー案内掲載

保健・医療・福祉サービス研究会

VisionとStrategy 戦略

2011 6

1 私のVisionと経営戦略



全てのサービスを包括して定額報酬に
サービス提供の証明と評価に取り組む

高齢者総合ケアセンターこぶし園
総合施設長 小山 剛 氏

41 医療福祉経営最前線



訪問診療、訪問看護、訪問介護、訪問リハ、
ケアマネを統合した地域包括ケア体制
「地域支援センター」からパッケージで提供

医療法人社団友志会（栃木県下都賀郡野木町）
理事長 正岡 太郎 氏

8 特集

新たな展開を迎える、 訪問看護ステーション

Part 1 在宅の限界点を高める鍵となる訪問看護
ポイントは人的資源を有効に柔軟に活用する視点

厚生労働省老健局 老人保健課専門官 八田 睦美 氏

Part 2 基準該当訪問看護サービスによる
被災地での1人開業

キャンパス本部代表 開業看護師を育てる会理事長 菅原 由美 氏

発行
保健・医療・福祉サービス研究会
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-8-8
Tel: 03-5216-4531 Fax: 03-3511-7610
URL: <http://www.hms-seminar.com/>
E-mail: info@hifsk.co.jp

18 セミナーダイジェスト

雨宮恵美の新人職員のための接遇対応基礎講座
新社会人として大切な第一歩を最良のスタートで
踏み出すために必要な心構え、良い習慣、生き方と
患者・利用者様が感動する接遇対応を学ぶ

地域包括ケアと在宅医療ネットワークセミナー
地域包括ケア時代の在宅医療の実践と
iphone・ipad活用したチームケアの展開

“岩本浩見”の病院会計経理スキルアップ講座
会計経理担当者の専門性向上と
病院経営に貢献する会計経理の実務

サービス付き高齢者向け住宅開設運営セミナー
我が国の高齢者住宅の将来と
サービス付き高齢者向け住宅開設運営ノウハウ

DPC病院のマネジメントと新経営戦略セミナー
高機能急性期病院が推進する
戦略的経営

- 24 医療・福祉施設の設計者より⑩……………水野 直樹
「サービス付高齢者向け住宅」(その4)
- 26 接遇改善現場実践レポート⑦④……………社会福祉法人埼玉慈恵会 介護老人保健施設めぐもり
笑顔は伝播する ～目標は意識から無意識へ～
- 28 医療機関経営 未来への処方箋④……………井上 貴裕
未来を見据えた現状把握の必要性
- 30 介護事業の新戦略⑧……………天野 克夫
大震災と社会保障・税の一体改革 報酬改定の審議過程で避けられない大震災の影響
- 32 地域包括ケアと高齢者医療・福祉経営⑧……………田中 優至
東日本大震災で加速する増税議論 目前となった社会保障と税の一体改革の成案
～被災地にも花が咲き救援支援から復旧・復興支援へ～ ～地域包括ケアを支える医療・介護・予防 住まい・生活支援サービスの一体的提供～

「サービス付高齢者向け住宅」(その4)

保健・医療福祉サービス研究会 医療福祉経営指導部建築コンサルタント
コスモプラン株式会社 一級建築士事務所 代表取締役

水野直樹
Naoki Mizuno



「高齢者住まい法」の可決

改正高齢者居住安定確保法(高齢者住まい法)が4月27日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。震災の影響で時間を要したようだが、むしろ日本の高齢者住宅確保の重要性が浮き彫りになった結果となった。これによって、年間6万戸、10年間で60万戸の高齢者住宅の供給が促進されることになる。先の3月15日には「高齢者人口に占める高齢者向けの住宅の供給割合を2020年度に3~5%(05年度は0.9%)に確保」とい

う閣議決定もあった。ようやく

日本は「施設での集団処遇から、在宅での個別介護へ」と重い舵を切ったと言っても過言ではない。奇しくも戦後の復興期は施設処遇中心、今回の震災後はおける復興期は在宅介護中心になったようだ。(図1)

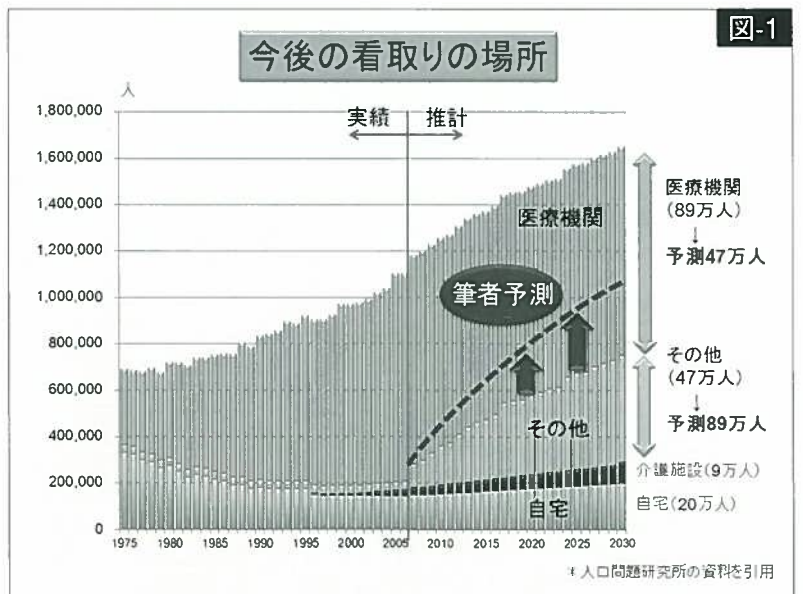
■消えた第2回目の回復

(幻の回復)
今回の復興は戦後の復興と比較されるようだが、筆者は今回の復興には違った意味で更なる困難があると見る。何故なら

「背伸びをして豊かになってしま

ったこの国」の、今後加速する「少子高齢化・人口減少及び経済縮小」の状況下、または立て直そうとしていた矢先での復興だからだ(図2)。歴史的に見てこの国は自ら変わる事が出来ず、常に外圧によって大きく変えられてきた。今回も天災という外圧で変わらなければならぬ。戦後の復興を第1回目、1991年以降の失われた10年から2011年3月11日までの回復(正確には回復しようとしていた)を第2回目、今回の震

図-1



の創設を盛り込んだ「高齢者住まい法」だが、前身的高齢者等居住安定化推進事業を含めると、平成21年度80億円、22年度160億円、23年度325億円と毎年倍増してきている。国交省としての肝いりの制度

災後の復興を第3回目とすれば、第2回目は幻になったことになる。第2回目を不発に終わらせたことで、この国は自ら変われないことを、また証明してしまった。(図3)

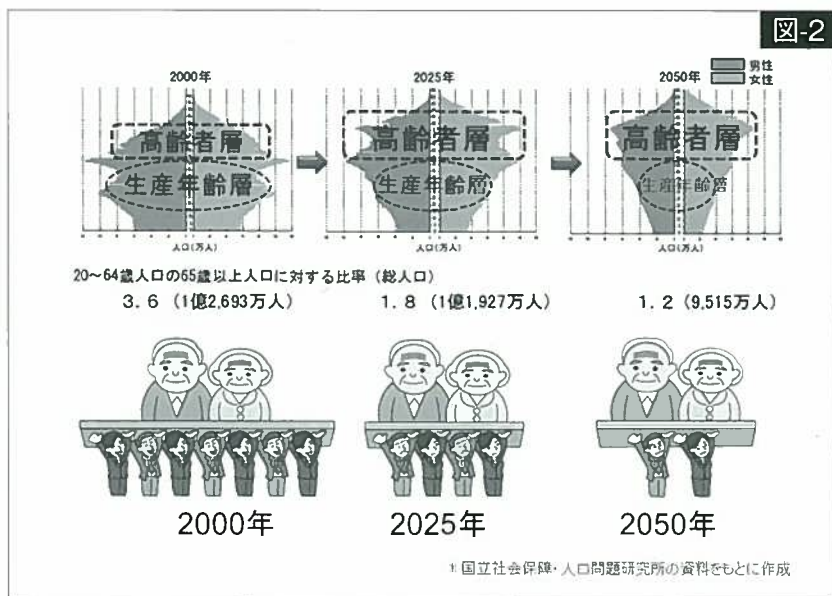
■平成23年度

「サービス付き高齢者向け住宅」の工程

介護・医療と連携して入居者に支援サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」

だが、昨年までは年2回(4月と8月)に公募が行われたにも関わらず、平成23年度はやっと8月前後に公募・登録があると思われる。つまり例年に比較して予算は2倍だが、公募期間は半分の間ということになる。生みの苦しみで成立した法案だが、初年度においては、その普及または予算消化が思うようにならない可能性がある。特に登録が都道府県(政令指定都市、中核都市)になるので、受け入

図-2

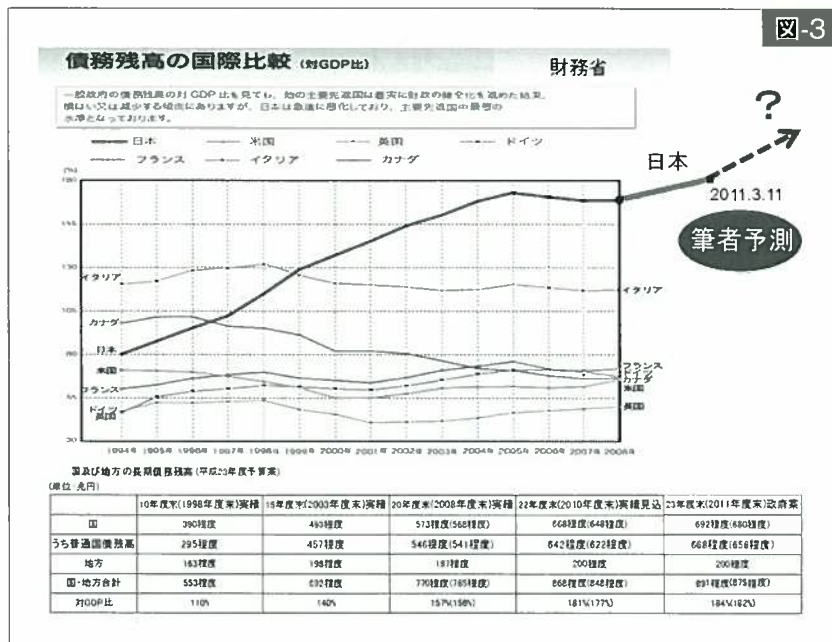


れ態勢に時間を要することが懸念される。平成22年5月の高齢者円滑人居賃貸住宅（高円賃）の再登録時も2〜3ヶ月ずれた経緯がある。促進及び予算消化を進めたい国交省は、今後何らかの促進策や緩和策を取るに違いない。つまり平成23年度は、「通す為の公募・登録」になることが予測される。逆に平成24年度は、今年度様子見の事業者が殺到すると思われるので、

補助金が「早いもの勝ち」になる可能性がある。新制度創設と震災という事態でかなり混乱しているが、これも「過性の事で混乱もすぐに落ち着くだろう。こういう事は妙に日本人は得意のようだ。」

8月前後の公募・登録を起点とすると、10月から11月が着工可能になるだろう。このことは、新制度では「登録」が基準になるはずだが、都道府県

図-3



以下の準備は遅れるので、初年度は何らかの緩和条件が付帯されることを想定せざるを得ないことになる。(同誌4・5月号 筆者記事参照)

■「介護基盤の緊急整備」最終年度

一方、厚労省所管の「介護基盤の緊急整備」は第4期介護保険事業（平成21年度〜23年度）に限った臨時特例交付金制

募は第4期の最終年度になるので、「単年度事業」になる。つまり、自治体の多くは平成23年度内の完成引き渡しを条件付けてくる（開設時期は第5期にずれ込んでも可）。しかし、自治体によっては、総建設費のうち補助金相当分の出来高で処理するところも出てくるので、事前調整を綿密にする必要がある。(同誌5月号筆者記事参照)

度であるため、平成23年5月前後は各地で最終時期として公募が行われる事になるだろう。代表的な補助金として、グループホーム・小規模多機能施設整備があるが、今年から1施設3000万円に引き上げられている（詳細は所轄行政と協議必要）。当初1500万円が、麻生政権末期に2625万円に引き上げられたが、この3年間に1施設当たりの補助金が2倍に引き上げられたこととなる。この5月前後の公

また、今回応募を考えている事業者は次の内容がポイントになるので参考にして欲しい。

- ① 建築予定地が既成市街地等となるべく賑わいのある場所での立地か。（市街化調整区域等は事前に行政との調整を終わらせる）
- ② 事業の現実性は高いか。（地主、金融機関との調整済。資金計画、職員確保、家賃・利用料設定に無理が無い。可能ならば自己所有地）
- ③ 行政との良好な関係が築かれているか。（これが一番大切）
- ④ 建設工期が短いか。（工期のリスクを回避できるか）

以上が主なポイントだが、簡単に言えば行政に対して「無理な計画を立てない」ことで、現実性・即効性を強調し、彼らに「安心感・安定感」を与えることがポイントだ。さらに今年度創設の「サービス付き高齢者向け住宅」を併設で補助金を申請する場合は、それぞれの建築工程及び補助金工程に充分注意を要する。もしも工程に無理があるならば、分棟にするなどのリスク回避をする必要性もある。